

令和 8 年度

延長利用中止

(現在育成センターで延長利用しているが、利用を中止する場合)

延長利用取下げ

(延長利用の申請をしているが、利用を始める前に申請を取下げる場合)

届

年 月 日 提出

西宮市立留守家庭児童育成センター
指定管理者 様

フリガナ

保護者名

〒

住所

電話 () -

次の児童について、下記のとおり届出します。

フリガナ	生年月日 (西暦)		年 月 日
児童名			育成センター名
学年	年生	(第) 育成センター	
登録コード		※登録コードは利用許可通知書に記載されています。	
延長利用中止の場合		年 月末で利用中止	
延長利用取下げの場合		年 月からの利用予定を取下げ	

【注 1】延長利用中止、延長利用取下げとともに利用開始月の前月 20 日(20 日が土日祝の場合は、その直前の平日)までに申請書の提出が必要です。郵送の場合も**締切日必着**となりますのでご注意ください。

【注 2】届出が受理されるまでは延長利用対象者とみなされ、利用実態の有無にかかわらず育成料(延長利用分)が徴収されますので、ご注意ください。

【注 3】延長利用中止(取下げ)の受理通知書は発行いたしません。

【申請書の提出・問い合わせ先】

裏面参照

受付印

センター	入力	市	申請	担当
			〒 窓	

各申請書の提出先・問い合わせ先

育成センター	指定管理者	受付時間 (※1)
瓦木、津門 (※2)	ライクキッズ 津門留守家庭児童育成センター 〒663-8245 西宮市津門呉羽町 5-13 瓦木留守家庭児童育成センター 〒663-8106 西宮市大屋町 10-20	平日 10:30~19:00 津門育成センター 電話 0798-34-2044 瓦木育成センター 電話 0798-65-5443
平木 (※2)	日本デイケアセンター 大阪営業所 育成センター事務局 〒531-0075 大阪市北区大淀南 1-9-16 山彦ビル 3 階	平日 10:00~18:00 電話 06-6147-5001
鳴尾	三光事業団 鳴尾育成センター事務局 〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30	平日 9:00~17:00 電話 0798-41-4421
苦楽園、深津 (※2)	シダックス大新東ヒューマンサービス西宮事務局 〒663-8184 西宮市鳴尾町 1 丁目 24-20 田中ビル 3 階	平日 10:00~19:00 電話 0798-44-3536
香櫞園、浜脇、用海 (※2)	西宮 YMCA (神戸 YMCA 西宮ブランチ) 〒662-0977 西宮市神楽町 5-23	平日 9:00~17:00 電話 0798-35-5987
高木、高木北、高須西 、樋ノ口 (※2)	セリオ 西宮事務局 〒662-0034 西宮市西田町 1-22 N D ビルハイツ 206 号室	平日 10:00~19:00 電話 0798-78-3908
上甲子園、夙川、大社 、北六甲台、小松 (※2)	労協センター事業団 西宮事業所 〒663-8113 西宮市甲子園口 4 丁目 16-3	平日 10:00~17:00 電話 0798-67-5170
甲子園浜、鳴尾東 (※2)	明日葉 西宮事務所 〒663-8184 西宮市鳴尾町 5 丁目 7-21 ナルオポスト 304 号室	平日 10:00~17:00 電話 0798-78-7630
上記以外 (★)	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター 1 階	平日 9:00~17:00 電話 0798-36-7127

(★) 今津、上ヶ原、上ヶ原南、瓦林、神原、北夙川、甲東、甲陽園、高須、段上、段上西、名塩、生瀬、鳴尾北、西宮浜、春風、東山台、広田、南甲子園、安井、山口

(※1) 土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は受付を行いません。

(※2) 各育成センターでも申請書等の受付が可能です（三光事業団、西宮市社会福祉協議会を除く）。
申請書等を各育成センターにお持ちされる場合は、事前に指定管理者への連絡をお願いします。